

令和6年度決算に基づく健全化判断比率
審査意見書及び資金不足比率審査意見書

能 代 市 監 査 委 員

能 監 収 第 4 7 号
令和 7 年 8 月 2 0 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

能代市監査委員 淡 路 誠

能代市監査委員 山 内 大 地

能代市監査委員 針 金 勝 彦

健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により
審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算
定の基礎となる事項を記載した書類を能代市監査基準に準拠して審査したので、その結果に
ついて次のとおり意見を提出します。

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度健全化判断比率について能代市監査基準に準拠し、次のとおり審査を実施した。

1 審査の対象

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 7 年 7 月 1 6 日から令和 7 年 8 月 2 0 日まで

3 審査の実施内容等

審査は、市長から提出された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に適合しているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他関係書類との照合・確認をすることと
もに、必要と認めたその他の審査手続を実施した。

4 審査の結果

(1) 審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に適合しており、その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、正確であるものと認められた。

令和 6 年度は、全ての比率において早期健全化基準を下回っている。

(単位：%)

健全化判断比率	令和 6 年度決算		令和 5 年度決算		令和 4 年度決算		早期健全化基準 (令和 6 年度)
		備考		備考		備考	
①実質赤字比率	—	△7.03	—	△7.38	—	△6.62	12.65
②連結実質赤字比率	—	△23.45	—	△22.25	—	△20.43	17.65
③実質公債費比率	9.2		8.7		8.1		25.0
④将来負担比率	71.2		60.8		48.2		350.0

※ 実質赤字比率の備考欄には、実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載している。

※ 連結実質赤字比率の備考欄には、実質収支額及び資金不足・剰余額の合計が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載している。

(2) 各比率における審査の結果は、次のとおりである。

○実質公債費比率について

令和6年度決算における実質公債費比率(3か年平均)は9.2%となっており、前年度と比較して0.5ポイント増となっている。これは、地方債の元利償還金の増が主な要因となっている。

○将来負担比率について

令和6年度決算における将来負担比率は71.2%となっており、前年度と比較して10.4ポイント増となっている。これは、地方債の現在高の増等による将来負担額の増や基準財政需要額算入見込額の減が主な要因となっている。

【用語説明】

① 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものである。

③ 実質公債費比率(3か年平均)

借入金(地方債)の返還額(公債費)とこれに準じる額の合計額の大きさを指標化し、実質的な公債費が財政に及ぼす負担の度合いを示すものである。

④ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度資金不足比率について能代市監査基準に準拠し、次のとおり審査を実施した。

1 審査の対象

能代市水道事業会計、能代市簡易水道事業会計、能代市工業用水道事業会計、能代市下水道事業会計及び能代市農業集落排水事業特別会計における令和 6 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 7 年 7 月 16 日から令和 7 年 8 月 20 日まで

3 審査の実施内容等

審査は、市長から提出された各公営企業会計の令和 6 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に適合しているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他関係書類との照合・確認をするとともに、必要と認めたその他の審査手続を実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は関係法令に適合しており、その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、正確であるものと認められた。

令和 6 年度は、全ての公営企業会計において資金不足額はなく、資金不足比率は算定されていない。

(単位：%)

特別会計等名	令和 6 年度決算 資金不足比率		令和 5 年度決算 資金不足比率		令和 4 年度決算 資金不足比率		経営健全化 基準
		備考		備考		備考	
①水道事業	—	△52.4	—	△52.8	—	△55.3	20.0
②簡易水道事業	—	△24.5	—	△46.7	—	△42.3	
③工業用水道事業	—	—	—	—			
④下水道事業	—	△225.4	—	△237.8	—	△217.5	
⑤農業集落排水事業	—	△8.4	—	△10.1	—	△2.8	

※ 備考欄には、資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載している。

※ 工業用水道事業会計は、営業収益が発生しておらず、資金剰余の比率を算出できないため「—」で表示している。

【用語説明】

資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

